

当社で働くみなさまへ

☆円滑な取得および職場復帰支援を致します。

会社は、社員から本人または配偶者が妊娠・出産等したことまたは対象家族を介護していることの申出があった場合は、当該社員に対して円滑な休業取得および職場復帰を支援するために、以下の第1号および第2号の措置を実施する。また、育児休業および出生時育児休業の申出が円滑に行われるようにするため、第3号の措置を実施する。

- (1) 当該社員に個別に育児休業に関する制度等（育児休業、出生時育児休業、パパ・ママ育休プラス、その他の両立支援制度、育児休業等の申出先、育児・介護休業給付に関すること、休業期間中の社会保険料の取扱い、育児・介護休業中および休業後の待遇や労働条件など）の周知および制度利用の意向確認を実施する。
- (2) 当該社員ごとに育休復帰支援プランまたは介護支援プランを作成し、同プランに基づく措置を実施する。なお、同プランに基づく措置は、業務の整理・引き継ぎに関する支援、育児休業・出生時育児休業中または介護休業中の職場に関する情報および資料の提供など、育児休業・出生時育児休業または介護休業等を取得する社員との面談により把握したニーズに合わせて定め、これを実施する。
- (3) 社員に対して育児休業・出生時育児休業に係る研修を実施する。

令和5年3月1日

株式会社 佐和子の店
代表取締役 荒木 秀通

株式会社佐和子の店 行動計画

社員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和5年3月1日～令和7年2月28日までの2年間

2. 内容

目標1：産前産後休業や育児休業、育児休業給付、育児中の社会保険料免除など制度の周知や情報提供を行う。

<対策>

- 令和5年3月～ 法に基づく諸制度の調査
- 令和5年3月～ 社内報などによる社員への周知

目標2：育児休業を取得予定の社員及び育児休業から復職した社員に対するメンター制度を導入する。

<対策>

- 令和5年3月～ 運用ルールの検討、メンター選定
- 令和5年3月～ 運用ルールの決定、制度導入